

第3章

計画の推進体制等

1. 計画の推進体制

「西都市健康づくり推進協議会」及び「西都市歯科保健推進協議会」により、庁内関係部署や関係機関との連携と協力を行いながら健康増進に向けた取組を推進します。また、それぞれの分野で課題を探り事業の推進に努めます。

2. 人材の育成

保健師や管理栄養士は、関係団体と連携を図るよう努めるとともに、市民の健康増進のために科学的根拠の知見に基づく研修の受講などによる資質の向上を図ります。